

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 2 月 8 日 (火) 第284号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (経営技術課取扱い) 1

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (3件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (2件) (障害福祉課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 3

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

内水面漁場管理委員会指示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 (内水面漁場管理委員会取扱い) 4

内水面漁場管理委員会告示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示に基づく水域の指定 (内水面漁場管理委員会取扱い) 5

規 則

鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 2 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 3 号

鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和57年鹿児島県規則第17号)
の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 4 号 及び 別 記 第 2 号 様 式 中 「 3 箇 月 」 を 「 6 箇 月 」 に 改 め る 。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則別記第 2 号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年2月8日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
仁愛薬局	鹿児島市山下町12番26号	令和4年2月1日	精神通院医療
ちろる薬局	鹿児島市田上台二丁目35番8-102号	令和4年2月1日	精神通院医療
花水木薬局	鹿児島市上之園町6-9	令和4年2月1日	精神通院医療
竜星薬局	鹿児島市東千石町3番41号キャパルボビル4F	令和4年2月1日	精神通院医療
阪神調剤薬局ゆのもと駅前店	日置市東市来町湯田3610番地6	令和4年2月1日	精神通院医療
阪神調剤薬局ひよし店	日置市日吉町日置1152番地1	令和4年2月1日	精神通院医療
阪神調剤薬局いちき串木野店	いちき串木野市大原町80番地2号	令和4年2月1日	精神通院医療
マリーンちゅーりっぷ薬局	鹿屋市札元二丁目3771番地8	令和4年2月1日	精神通院医療
屋久島マリンバ薬局	熊毛郡屋久島町安房2387-83	令和4年2月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年2月8日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
荘記念病院	出水市高尾野町下水流862番地1	令和4年2月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第105号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年2月8日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
有限会社すみれ調剤薬局	鹿児島市金生町1番6号	令和4年2月1日	精神通院医療
水引薬局	薩摩川内市水引町7615番22	令和4年2月1日	精神通院医療

クレイン調剤薬局	出水市本町3番8号	令和4年 2月1日	精神通院医療
----------	-----------	--------------	--------

鹿児島県告示第106号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年2月8日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社ACG	鹿児島市下荒田三丁目17番1号久野ビル3F	訪問看護ステーションあおぞら	鹿児島市下荒田三丁目17番1号久野ビル3F	令和4年 2月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和4年2月8日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
とまと薬局荒田店 鹿児島市荒田一丁目16番3号	名称	とまと薬局市立病院前店	とまと薬局荒田店	精神通院医療
	所在地	鹿児島市上荒田町25-19	鹿児島市荒田一丁目16番3号	

鹿児島県告示第108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和4年2月8日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
			変更前	変更後	
株式会社ダイズ 鹿児島市千年二丁目11番21号	訪問看護ダイズ 鹿児島市小山田町5848番地5	事業所の所在地	鹿児島市東谷山五丁目9-1エーデルハイム前村2-A号室	鹿児島市小山田町5848番地5	精神通院医療

鹿児島県告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（通作条件整備（基幹農道整備一般型））（農道整備）現和地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 4 年 2 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和 4 年 2 月 9 日から同年 3 月 10 日まで
- 縦覧場所
西之表市役所農林水産課

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 3 号

平成 24 年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 8 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 の表 128 の項中「脇本病院」を「医療法人互舎会脇本病院」に改め、同表 182 の項中「医療法人昴和会介護老人保健施設回生苑」を「社会医療法人昴和会介護老人保健施設回生苑」に改める。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 12 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 2 月 8 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 満開まつり GO 1	豊丸産業株式会社	1P1414
回胴式遊技機	S ひぐらしのなく頃に祭 2 カケラ 遊び編 L 5	株式会社オーイズミラ ボ	1S1826

内水面漁場管理委員会指示

鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第 3-1 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 4 年 2 月 8 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

- 指示の内容
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、鹿児島県内水面漁場管理委員会が特に定めた水域で採捕したコイをその水域及び他の水域（河川、湖沼等）に放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合は、この限りではない。
なお、鹿児島県内水面漁場管理委員会は、当該水域について速やかに公表するものとする。
- 指示の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

内水面漁場管理委員会告示**鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第 3 - 1 号**

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る令和 4 年 2 月 8 日鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第 3 - 1 号（コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示）に基づく水域を次のとおり定める。

令和 4 年 2 月 8 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

- 1 大淀川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 2 肝属川水系の本流及び支流（ただし、高隈ダムから上流の区域は除く。）
- 3 思川水系の本流及び支流
- 4 川内川水系の鹿児島県区域の本流及び支流（ただし、十曾ダム及び清浦ダムから上流の区域は除く。）
- 5 天降川水系の本流及び支流
- 6 安楽川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 7 和田川水系の本流及び支流
- 8 新川（鹿児島市）水系の本流及び支流
- 9 甲突川水系の本流及び支流
- 10 八房川水系の本流及び支流
- 11 神之川水系の本流及び支流
- 12 新川（指宿市）水系の本流及び池田湖を含む支流